

令和元年度

第17回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和元年11月22日（金）
開会13時35分 閉会14時3分

場 所 教育委員室

令和元年度
第17回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育実践者表彰について

第2号議案 令和元年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

第3号議案 教育職員免許状に関する規則等の一部改正について

(2) 報 告

① 令和2年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課参事 (総括)	清 原 浩 一
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第17回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、松田委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時15分を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第1号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いいたします。

【議案】

第2号議案 令和元年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「令和元年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料3ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から11月25日に開会します令和元年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中程の議案名にある「職員の給与に関する条例等の一部改正について」等4本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められました。

つきましては、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただきます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(渡辺教育人事課長)

第112号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正」について、ご説明します。

資料4ページをお開きください。議案はお手元の別冊資料の1ページからとなります。太枠で囲んでいる項目が教育委員会に関する部分です。

まず、項目1の「職員の給与に関する条例の一部改正」については、人事委員会勧告を受け、今年度の給与改定を行うものです。

(1)の「給料表改定」については、平均0.12%の引き上げ改定を行うものです。

(2)の「勤勉手当」については、12月期の支給割合を0.05月分引き上げるものです。

なお、令和2年度以降、6月期、12月期の支給月数が均等になるよう、併せて改正するものです。

資料5ページをお開きください。

項目4の「特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正」については、期末手当について、一般職員に準じて、記載とおりの改正を行うものであります。資料6ページをお開きください。

項目6の「扶養手当」については、人事委員会勧告を踏まえ、子に係る扶養手当の本年度の経過措置額を9,500円から9,800円に引き上げるものです。

最後に、附則については、改正条例の施行期日や条例の改正に伴い必要となる技術的な事項を定めたものです。

以上です。

(箕田学校安全・安心支援課長)

資料7ページをお開きください。

第118号議案「大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定」及び第119号議案「大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正」について、ご説明します。

別冊資料は、「大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定」が33ページから38ページまで、「大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正」が39ページから40ページまでとなります。

なお、第118号議案については、第119号議案に伴い制定するものであることから、併せてご説明します。

始めに、「1 大分県安全・安心まちづくり条例」の概要ですが、この条例は、県民等の生命、身体、財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的としたものです。

次に、「2 条例改正の理由」ですが、他県では通学途中の子どもたちが犠牲になる痛ましい事件が発生していることから、本県においても次代を担う子どもたちを地域全体で守ることを明文化し、県民等の意識の向上を図るため、条例の一部を改正するとともに、県内で年間2億円以上の被害が続く特殊詐欺について、県、県民、事業者が一丸となって被害防止に向けて取り組む必要があることから、新たに条例を制定するものです。

続いて、「3 改正内容」についてです。

現行の「大分県安全・安心まちづくり条例」は8章から構成されており、第7章の子どもを守る取組に関する規定を改正するものです。

第26条では、通学路等における児童等の安全確保について、これまでは警察署長が主体で行うと規定していましたが、学校管理者、地域住民等の関係者全体で安全確保に努めるよう改正いたします。

第27条では、知事、教育委員会及び公安委員会が、共同して、通学路等における児童等の安全確保に関する指針を策定することを新たに規定いたします。

第28条では、児童等が犯罪の被害に遭わないようにするため、県は学校、家庭等と連携して防犯教育の充実に努めること、及び児童等が規範意識を持ち、犯罪を起こさないようにするための教育の充実に努めることを規定いたします。

さらに、新たに第8章として、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運の醸成に

ついて追加し、第29条で、県は市町村及び県民等と連携及び協力し、特殊詐欺等の被害防止に向けた施策を総合的に推進し、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運を醸成することを規定いたします。その上で、具体的な取組について、新たな条例として「大分県特殊詐欺等被害防止条例」を制定し、被害の防止等に関する基本的施策や被害の防止のために必要な措置等について規定いたします。

「4 施行期日」ですが、「大分県安全・安心まちづくり条例」は公布日、大分県特殊詐欺等被害防止条例は令和2年4月1日の施行を予定しています。

以上です。

(加藤体育保健課長)

第121号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち、教育委員会関係部分として、大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場に関して、ご説明します。

資料8ページをお開きください。

別冊資料は41ページの中程「その2」です。

大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館が、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えることとなります。

この度、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

大分県立総合体育館については、フェンシング場を除く体育館部分を令和2年4月に大分市へ移管することとなっております。このため、今回は大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の指定管理者を一括して募集し、申請のあった1団体について審査を行った結果、「ファビルス・プランニング大分共同事業体」を指定するものです。

選定委員会における評価については、これまでの経験や実績をいかした管理運営の安定性・信頼性が高いこと、様々なノウハウを駆使した各種スポーツ教室の開催や具体的な広報などにより、今後の利用者増が期待できること、また、県と大分市の両施設の一体的な管理運営による利用者の利便性の向上や維持管理の効率化が期待できることなどがあります。

指定期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、提案価格は、総額「2億1,240万円」であり、このうち、フェンシング場に係る額は300万円です。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑なし)

(工藤教育長)

ございませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第3号議案 教育職員免許状に関する規則等の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教育職員免許状に関する規則等の一部改正について」
渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

資料4 ページの一部改正の概要の「1 改正背景」をご覧ください。

今回の規則改正に至る経緯から説明いたします。

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「一括整備法」が成立しました。

(1)に記載しておりますとおり、この一括整備法の趣旨は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものとなっております。

一括整備法の改正内容は、(2)にあるとおり、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する「欠格条項」の規定を設けている制度について、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する、「個別審査規定」へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するものになります。

これに伴い、(3)にあるとおり、教育職員免許法と地方公務員法が改正されます。

改正内容は、教育職員免許法では、アにあるとおり成年被後見人等に免許を授与しないとする規定を削除し、地方公務員法では、イにあるとおり地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定を削除するものになります。

この一括整備法の施行日は、(4)にあるとおり、令和元年12月14日になります。

「2 改正規則」をご覧ください。

一括整備法の施行に伴い、今回の規則の改正は、「(1) 教育職員免許状に関する規則」と「(2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則」を改正するものです。

「3 改正内容」をご覧ください。

(1)免許規則では、条ずれが生じているため、教育職員免許状授与申請書及び誓約書の規定を整備し、(2)技労規則では、成年被後見人に該当する部分を削除するため、第7条第1項の規定を整備するものです。

「4 施行期日」につきましては、一括整備法の施行に合わせ、令和元年12月14日から施行することとしております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

「教育職員免許法」及び「教育職員免許状に関する規則」について、今回のいわゆる「一括整備法」の成立に伴う改正箇所以外に改正が予定されている箇所はないのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

今回の「一括整備法」の成立に係る以外のものはありません。

(工藤教育長)

ほかにございませいか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 令和2年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「令和2年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集

について」久保田 高校教育課長から報告いたします。

(久保田高校教育課長)

資料1 ページをご覧ください。

「1 目的」につきましては、将来、大型船舶の幹部乗組員としての資質を養成するとともに、3級海技士以上の国家試験に必要な資格を付与することとしています。海洋科学高等学校は国土交通省から海技士の養成施設として指定されていることから、3級海技士資格取得のために必要な乗船履歴の3年間が1年3か月に短縮され、高校3年間と合わせて、5年間の在学中に資格取得のための乗船履歴は担保されます。更に筆記試験が免除され、専攻科卒業後は、口述試験に合格することで、3級海技士資格を取得することができます。海技士資格取得により、国内船の船長等の幹部職員として乗船することが可能となります。

「2 募集学科及び人数」は、海洋科航海コース、機関コース、合わせて10名以内としております。

「3 修業年限」は2年です。

「4 応募資格」は大分県立海洋科学高等学校海洋科の卒業生又は他の水産高等学校海洋漁業系、海洋工学系の卒業生若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者で、(1)～(3)の各号に該当する者としています。

「5 出願期間」は令和元年12月9日～12月13日としております。

資料2 ページをご覧ください。

「7 学力検査及び面接」について、検査場は海洋科学高等学校、検査日は令和2年1月15日、検査内容は筆記試験と面接です。

「8 合格者の発表」については、海洋科学高等学校にて1月16日午前9時を予定しています。

以上で、報告を終わります。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(高橋委員)

本専攻科は、一般的なもので例えると短大のような形式と考えてよいのですか。また、もし海洋大学等に進学する場合、編入はできますか。

(久保田高校教育課長)

卒業後は、いわゆる大学校への編入も可能ですが、多くの生徒は船舶専門の会社に就職し、キャリアを積んで船長等になっていきます。

(林委員)

入学定員に対し、充足率はどうですか。過去の例で県内と県外のどちらの出身

の生徒が多いのか教えてください。

(久保田高校教育課長)

平成31年度入試で入学した生徒は航海コースと機関コースを合わせて9名います。全員が県内出身者です。平成30年度入試では航海コースに10名が入学しています。そのうちの1名が県外出身者となっています。

(林委員)

定員10名以内は適切だと考えていますか。それとも、今後もう少し定員を増やすなどの考えがありますか。

(久保田高校教育課長)

翔洋丸の生徒乗船定員が50名となっており、内訳は、本科生の乗員が30名、専攻科生については20名となっています。専攻科生については、20名のうち香川県と大分県とで10名ずつという取決めをしていますので、昨年度入試より、専攻科の募集人員を各県10名以内と定め、当分の間、この数で運用していきたいと考えています。

(松田委員)

「6 出願手続」の添付書類(4)における乗船履歴については、およそどのくらいの経験が必要ですか。

(久保田高校教育課長)

基本的には3年間の乗船履歴が必要となりますが、多くの受験生は、水産系の学科を卒業していますので受験に必要な乗船履歴は満たしています。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でそのほか何かございますか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第1号議案 大分県教育実践者表彰について

(1課〔教育改革・企画課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育実践者表彰について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ほかにごいませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第17回教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。